

秋田県告示第126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和元年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	象潟矢島線	にかほ市象潟町小滝字四角池1番3から同字梨ノ木台50番15まで

2 供用開始の期日 令和元年7月26日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和元年7月26日から同年8月9日まで(日曜日及び土曜日を除く。)